

文書番号	訪介－０４	訪問介護運営規程 (障がい福祉サービス)	最新版記号	K
主管部門	訪問介護		ページ数	１ / ８

運営規程

社会福祉法人 青森社会福祉振興団

みちのく訪問介護ステーション
(障害福祉サービス)

２０２５年 ５月 １日

文書番号	訪介－０４	訪問介護運営規程 (障がい福祉サービス)	最新版記号	K
主管部門	訪問介護		ページ数	２ / ８

第１章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第１条 社会福祉法人青森社会福祉振興団が開設するみちのく訪問介護ステーション（以下「事業所」という）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下「障害福祉サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第２条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

２ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努める。

３ 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努める。

４ 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第３条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１ 事業所の名称及び所在地

名 称 みちのく訪問介護ステーション

所在地 青森県むつ市十二林 １７番１号

第２章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第４条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

１ 管理者 １名 （常勤 １名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事

文書番号	訪介－０４	訪問介護運営規程 (障がい福祉サービス)	最新版記号	K
主管部門	訪問介護		ページ数	３ / ８

業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

２ サービス提供責任者 **２名以上** **（訪問介護員兼務）**

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の訪問介護員に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画及び重度訪問介護計画（以下「障害福祉サービス計画」という。）を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

３ 訪問介護員 **２．５名以上** **（サービス提供責任者兼務含む）**

訪問介護員は、障害福祉サービス計画に基づき障害福祉サービスの提供にあたる。

４ 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従事者を置く。

第３章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間等）

第５条 事業所の休日及び営業時間は、次のとおりとする。

１ 営業日 月曜日から金曜日まで **（祝日も営業）**

２ 営業時間 **午前８時３０分から午後５時３０分まで**

３ 休業日及び営業時間外でも、利用者の状況等に応じ居宅サービス計画等によりサービスを提供する場合がある。

第４章 障害福祉サービスの対象者、内容及び利用料その他の費用の額

（主たる障害福祉サービスの対象者）

第６条 事業所は、主たる障害福祉サービスの対象者を特定しない。

（事業の内容）

第７条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

１ 障害福祉サービス計画の作成

２ 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 入浴の介護

④ 通院介助（身体介護を伴う場合）

⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

文書番号	訪介－０４	訪問介護運営規程 (障がい福祉サービス)	最新版記号	K
主管部門	訪問介護		ページ数	４ / ８

３ 家事援助等に関する内容

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

４ 生活等に関する相談及び助言

５ 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄または食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

６ その他の生活全般にわたる援助

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

第８条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

２ 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

３ 事業所は、前二項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

４ やむを得ない理由以外でのキャンセルの場合、利用日前日の１５時以降に連絡を受けたものに関しては、キャンセル料を頂く。

５ 通常のサービスの実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、次の額を徴収する。

（１）通常のサービスの実施地域以外・・・１回 ２,０００円

第４章 障害福祉サービスの方針及び計画作成

（障害福祉サービス提供拒否の禁止）

第９条 正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な障害福祉サービスの提供が困難と認めた場合は、他の障害福祉サービス事業者の紹介など、必要な措置を講ずる。

（障害福祉サービスの取り扱い方針）

第１０条 障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービス計画に基づき、

文書番号	訪介－０４	訪問介護運営規程 (障がい福祉サービス)	最新版記号	K
主管部門	訪問介護		ページ数	５ / ８

利用者の日常生活全般にわたる援助を適切に行う。

- ２ 障害福祉サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ３ 障害福祉サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってその提供を行う。
- ４ 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(障害福祉サービス計画の作成と変更)

- 第１１条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、障害福祉サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した障害福祉計画を作成する。
- ２ サービス提供責任者は、障害福祉計画について、利用者又はその家族にその内容を説明する。
- ３ サービス提供責任者は、障害福祉計画の作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行う。なお、前二項の規定は、訪問介護計画の変更について準用する。

第５章 障害福祉サービスの実施地域

(通常の障害福祉サービス実施地域)

- 第１２条 通常の障害福祉サービス実施地域は青森県むつ市とする。

第６章 その他運営に関する重要事項

(緊急時における対応)

- 第１３条 事業所の従事者職員は、障害福祉サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

- 第１４条 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- ２ 事業所は、提供した障害福祉サービスに関して、法の定めるところにより、市

文書番号	訪介－０４	訪問介護運営規程 (障がい福祉サービス)	最新版記号	K
主管部門	訪問介護		ページ数	６ / ８

町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- ３ 事業所は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第１５条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (１) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (２) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (３) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施する。
- (４) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- ２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修及び勤務体制の確保)

第１６条 事業所は、従業者の資質向上のための研修（前第１５条に規定する障害者等の人権の擁護及び虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。また、利用者に対して適切な障害福祉サービスが提供できるための業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後６カ月以内
- ② 継続研修 定期

- ２ 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第１７条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- ２ 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

文書番号	訪介－０４	訪問介護運営規程 (障がい福祉サービス)	最新版記号	K
主管部門	訪問介護		ページ数	７ / ８

- (１) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (２) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (３) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

- 第１８条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ２ 事業所は、従業者であった者に対して、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を誓約書により徴するものとする。
- ３ サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ「個人情報提供同意書」により得ておくものとする。

(事故発生時の対応)

- 第１９条 利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- ２ 利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(業務継続計画の策定等)

- 第２０条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ２ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

文書番号	訪介－０４	訪問介護運営規程 (障がい福祉サービス)	最新版記号	K
主管部門	訪問介護		ページ数	８ / ８

第 2 1 条 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 2 2 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 2 3 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人青森社会福祉振興団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 2 4 年 2 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年	4 月	1 日	一部改定
平成 2 7 年	4 月	1 日	一部改定
平成 2 7 年	6 月	1 日	一部改定
平成 2 8 年	4 月	1 日	一部改定
平成 2 9 年	4 月	1 日	一部改定
平成 3 0 年	4 月	1 日	一部改定
平成 3 1 年	4 月	1 日	一部改定
令和 2 年	4 月	1 日	一部改定
令和 3 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 4 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 7 年	5 月	1 日	一部改訂